

平成28年 3 月 24 日

第 3 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

(追 加 分)

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、報告第5号 議会の委任による専決処分(損害賠償の額の決定について)であります。

平成28年1月22日、市職員運転の公用車が、本市和田地内の国道313号北条倉吉道路の倉吉インター付近において、積雪のため、わだちでスリップし、ガードレールを破損したことについて、7,000円の損害賠償額を定めるよう3月10日付で専決処分を行ったものです。

次に、議案第64号 監査委員の選任についてであります。

本市監査委員のうち ^{まついみきお}松井幹雄氏の任期が平成28年3月23日、^{じろうまる やすし}治郎丸 康氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となりますので、その後任委員につきまして慎重に検討いたしました結果、治郎丸 康氏につきましては、引き続き選任することとし、松井幹雄氏の後任として、^{さいとうくにやす}齋藤邦康氏を選任することが最適と考え、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、本市議会の同意を求めらるるものであります。

なお、ただいま提案いたしましたお二人の略歴につきましては、お手元に配布しております資料のとおりであり、その経験や知識を、本市監査の適正のために活かしていただきたいと考え、監査委員に選任しようとするものであります。

次に、議案第 65 号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市区域の人権擁護委員のうち 岸本真智子^{きしもとま ち こ}さんの任期が平成 28 年 3 月 31 日、松井幸伸^{まついゆきのぶ}さんの任期が平成 28 年 6 月 30 日をもって満了となりますので、その後任委員につきまして慎重に検討いたしました結果、再度 岸本真智子^{きしもとま ち こ}さんと松井幸伸^{まついゆきのぶ}さんを推薦することが最適と考え、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、本市議会の意見を求めるものであります。

なお、ただいま提案いたしました岸本さん、松井さんの略歴につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでありまして、人格・識見とも秀でられ、今日までの委員としての実績も評価のあるところであります。

以上、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。